

返戻金制度について

【返戻金制度に関する事項】

当社の紹介により求職者が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還致します。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

- ・入社後 30 日 以内に退職した場合、紹介手数料の 80%返金
- ・入社後 60 日 以内に退職した場合、紹介手数料の 50%返金
- ・入社後 90 日 以内に退職した場合、紹介手数料の 30%返金
- ・入社後 180 日 以内に退職した場合、紹介手数料の 10%返金

※ 入社後 30 日以内に退職には求職者の健康状態（突発的な怪我や疾病、入職前健康診断で就労不可となった場合など）による退職も含む。

次に記載する事由により、求職者が退職に至った場合は、返戻金制度の対象外とさせていただきます。

- (1) 待遇、その他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と異なる場合
- (2) 求人者の求職者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に求職者が一身上の都合にて退職した場合
- (3) 業務中を除く求職者の不注意による怪我の場合
- (4) 職場でのハラスメント等による場合
- (5) 人材紹介をご利用頂いた企業様の一方的な都合と判断した場合